平成２３年（フ）第３４号
千葉県南房総市千代263番地
債務者　井上　博夫
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第５１６号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目７番地の７　みゆき荘
債務者　山根スヾヱ
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５３４号
神奈川県南足柄市狩野42番地１　エナジーＩ202
債務者　髙岡　義正
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５３６号
神奈川県秦野市下落合７番地の８
債務者　藤本オスカルダビッド
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６５号
富山県小矢部市清沢1150番地　津沢第１住宅６号
債務者　沼田　　望
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１１１号
富山県高岡市出来田316番地２、旧住所静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1360番地　ネオステージ東浜松壱番館702号
債務者　永井　節子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１３８４号
名古屋市北区鳩岡２丁目18番11号　鳩岡コーポラス406号
債務者　長田　憲隆
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６６６号
愛知県小牧市篠岡１丁目６番地　県営篠岡住宅８棟201号
債務者　金子　勝利
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０４号
愛知県春日井市西本町３丁目195番地　ウエストヴィラヒカリ101号
債務者　古田　仁美
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８５２号
愛知県小牧市藤島町梵天57番地
債務者　土田　真美（旧姓横井）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８６０号
名古屋市中川区法華西町５丁目11番地　パティオ法華302号
債務者　佐々木勇二
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９０４号
名古屋市中川区大当郎３丁目1501番地　郷中グリーンハイツＢ南棟203号
債務者　ＨＯＳＳＥＩＮ　ＰＯＵＲ　ＳＡＦＡＥＩ　ＡＬＩ（ホセイン　プレ　サファエイアリ）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９７５号
名古屋市中川区柳堀町２番６号　伊藤アパート２Ｆ１号
債務者　梶　　良雄
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９８７号
名古屋市中村区高道町１丁目５番Ｂ―105号　高道住宅
債務者　中岡　俊子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２００１号
愛知県清須市春日天神68番地２
債務者　新堂　　了
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０１６号
名古屋市北区紅雲町19番地　秀栄荘７号
債務者　牧野　光子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０２３号
名古屋市千種区千種１丁目19番21号　七福コーポ302号
債務者　山口　庄衛
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部